

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

今年度も高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を定期接種として実施します。下記の年齢となる方が補助対象になるのは今年度限りです。接種を希望される方は、次のことに留意して申し込みをしてください。

- 【対象者】** 次の要件を全て満たす方が対象です。
- ① 接種時に三好市に住民票を有する方。
 - ② 今回初めて高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を受ける方。
 - ③ 次の年齢になる方。
 - 65歳になる方（昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生）
 - 70歳になる方（昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生）
 - 75歳になる方（昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生）
 - 80歳になる方（昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生）
 - 85歳になる方（昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生）
 - 90歳になる方（大正14年4月2日生～大正15年4月1日生）
 - 95歳になる方（大正9年4月2日生～大正10年4月1日生）
 - 100歳になる方（大正4年4月2日生～大正5年4月1日生）
- 60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に重度の障害（身体障害者手帳1級相当）がある方
- 【接種期間】** 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（誕生日前でも接種できます）



- 【申請方法】** 三好市保健センターへ来所いただくか、電話で申し込んでください。来所の場合は、印鑑をご持参ください。電話の場合は、申請書を送付しますので返送してください。
- 【接種回数】** 1回
- 【接種場所】** 徳島県内の指定医療機関（申し込み時にお知らせします）
- 【接種時に持って行くもの】**
- ・ 予診票、予防接種済証（保健センターに事前に申し込んでください）
 - ・ 健康保険証
 - ・ 健康手帳（お持ちの方）
 - ・ 接種料金 4,000円（生活保護受給者は無料）
- 【お申し込み・お問い合わせ先】**
- 三好市役所健康づくり課
（三好市保健センター内）
電話 72・6767

け〜ぶる12

4月1日より、地上デジタル放送において、新しいコミュニティチャンネル「け〜ぶる12」を開始します。

「け〜ぶる12」とは、徳島県内16のCATV局で番組を共同制作し、徳島県内各地のさまざまな情報をお届けするチャンネルです。「け〜ぶる12」の開始により毎日、いつでも、県内の情報をご覧いただくことができようになります。

新しいチャンネルをご覧いただくためには、現在お使いのテレビでチャンネル設定（再スキャン）を行っていただく必要があります。

設定方法はテレビのメーカーや機種によって異なります。

【一般的なチャンネル設定】

- 再スキャン手順例
- ① リモコンの「メニュー」ボタンを押す。
 - ② 画面上に表示されたメニューの中より、「設定（各種設定）」を選択。
 - ③ 「チャンネル設定」に関する項目を選択。
 - ④ 「地上デジタル」を選択
 - ⑤ 再スキャンまたは初期スキャンを選択。
 - ⑥ リモコンで「12」チャンネルを押して「け〜ぶる12」が表示

されると設定完了です。詳しいチャンネル設定の手順についてはテレビの説明書などをご確認いただくか、テレビをご購入された電気店または池田ケーブルネットワークにご相談ください。

【地上デジタルチャンネル番号表】

- 全11チャンネル
（平成27年4月1日現在）
- 1 四国放送
 - 2 NHK教育
 - 3 NHK総合
 - 4 サンテレビ
 - 5 瀬戸内海放送
 - 6 山陽放送
 - 7 テレビせとうち
 - 8 岡山放送
 - III 行政チャンネル
 - III コミュニティチャンネル
 - 追加チャンネル
 - 12 け〜ぶる12

【お問い合わせ先】

株式会社池田ケーブルネットワーク
電話 72・3399
三好市役所情報政策課
電話 72・7641

水道料金の軽減について

◆軽減内容および対象要件

三好市内の上水道・簡易水道の料金について軽減いたします。ただし、飲料水供給施設・簡易給水施設は除きます。次の要件を満たした水栓を、申請により毎月の基本料金を10%軽減します。

- ① 75歳以上で構成される前年度市民税非課税世帯
- ② 身体障害者福祉法における身体障害者手帳1・2級を有する前年度市民税非課税世帯
- ③ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律における精神障害者保健福祉手帳1級もしくは療育手帳A判定を有する前年度市民税非課税世帯

◆軽減の期間

申請の翌月（申請書および証明、添付資料が出揃った時点）分から、次年度の5月分まで、または要件に該当しなくなった月までの水道料金が対象となります。

◆申請の方法

【要件①の場合】
世帯要件確認のため、毎年更新申請が必要です。申請書下部にある申請理由証明欄に、自治会長の方の証明が必要となります。本申請書提出前に、居住地の自治会長の方に証明をいただいでください。平成26年度に軽減している方には申請書を4月中旬に郵送いたします。

【要件②・③の場合】

新規の申請のみとし、昨年度申請している方は再申請の必要はありません。申請書と、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を持参もしくは等級がわかる写しを添付してください。

※該当要件には全て市民税非課税世帯であることが必要となりますので、年度内の転入などにより三好市に税情報がない方は、以前にお住まいの自治体で世帯全員が非課税であることの証明書の添付が必要となります。

申請書の交付および受付は5月から水道課の窓口で行います。書類が必要な方は水道課までお越しいただくか電話でご連絡ください。

6月分料金からの軽減の適用は平成27年6月10日到着分までとし、その後の到着分は次月からの適用となる場合があります。申請が多く混雑することが予想されますので、できるだけ余裕を持って早めに申請をお願いいたします。なお、申請書は三好市ホームページでもダウンロードできます。

お問い合わせ先

- 【池田・井川地区】**
三好市役所水道課 ☎72・7626・7627
林浄水場（休日・夜間） ☎72・1520
- 【三野地区】** 三野総合支所 ☎77・4805
- 【山城地区】** 山城総合支所 ☎86・1150
- 【西祖谷地区】** 西祖谷総合支所 ☎87・2211
- 【東祖谷地区】** 東祖谷総合支所 ☎88・2212



「道の駅」総数 1040 駅の中から選定されました

道の駅「大歩危」が国交省の重点「道の駅」候補に

お問い合わせ先
三好市役所観光課
(電話 7 2 - 7 6 2 0)



選定書授与式

道の駅「大歩危」に選定証
道の駅「大歩危」が国土交通省の重点「道の駅」候補に選ばれ、選定証授与式が3月12日に同駅内で行われ、三浦真紀四国地方整備局長から黒川市長に選定証が手渡されました。
国土交通省は、地方創生を支援する一環として、全国に1040駅ある「道の駅」の中から、地域活性化の拠点となる90カ所を選び、各省庁と連携して支援することにしており、県内では道の駅「大歩危」をはじめ、美波町の道の駅日和佐が、重点「道の駅」候補に選ばれました。
今後、道の駅大歩危では、多言語に対応できるスタッフを配

フードコーナーがオープン
喫茶・軽食コーナーがお食事メニューを充実させてフードコーナーとしてオープンします。祖谷そばやうどんに加えて各種定食やスナック類が新たに加わります。
【お問い合わせ先】 道の駅大歩危
電話 8 4 - 1 4 8 9

京柱峠茅場 文化庁「ふるさと文化財の森」の設定地に

お問い合わせ先
三好市教育委員会文化財課
(電話 7 2 - 3 9 1 0)



京柱峠茅場



設定交付式

【京柱峠茅場】
所在地 東祖谷樫尾
面積 約 1.4 ha
東祖谷樫尾の京柱峠にある茅場が、文化庁の「ふるさと文化財の森」に選ばれ、設定書交付式が3月24日に文化庁で行われ、文化庁長官から黒川市長に設定書が手渡されました。

文化庁では、国宝や重要文化財など、貴重な建造物の修理に必要な資材を確保するため、「ふるさと文化財の森」の設定を行っています。
今回、平成27年3月24日付けで「京柱峠茅場」を含む4カ所が新たに「ふるさと文化財の森」に設定され、これまでの設定地に加えて合計62カ所が「ふるさと文化財の森」となりました。
県内では3カ所目の設定地となります。
三好市内には茅葺屋根の文化財建造物が多く、その維持保存のためには定期的な修理修繕が必要不可欠です。しかし近年、地元の茅葺職人の減少、高齢化、後継者不足などが顕著であり、常時の修繕においても支障が生じています。
今回の「ふるさと文化財の森」設定を通じて、貴重な文化財を後世に伝えていくために、継続的な茅の供給ができるよう茅場の保全をはじめ、茅葺職人の育成や茅葺技術の継承などに取り組み、文化財保護活動を推進していきます。

置、外国クレジット対応の現金自動預払機(ATM)の設置や観光用周遊バスの配備などに取組み、地方創生を担う中核施設となるよう、にし阿波地域の観光総合窓口としての機能を強化していきます。
道の駅大歩危からお知らせ
日曜朝市が始まります
期間▽3月から11月まで毎月第1日曜日 9時から11時30分まで
道の駅大歩危前のスペース(駐輪スペース)付近にて地元の新鮮な野菜など販売いたします。野菜・花・果物など出荷していただける方も随時募集しておりますので、お問い合わせください。

地域を支える 集落支援員を募集します

集落巡回を通じて地域の実情や課題を把握し、地域の皆さまと共に集落の活力の維持向上を図るほか、集落の自立に向けた各種施策を推進する集落支援員を募集します。



- 【募集人数】** 次の地域を担当される方を、合計3人募集します。
- | | |
|---------|----|
| 西祖谷山村地区 | 1人 |
| 山城町地区 | 1人 |
| 井川町地区 | 1人 |
- 【業務内容】** 地域の実情に応じ、主に次の業務に従事していただきます。
- ① 集落の巡回、状況把握、課題分析および解決
 - ② 地域団体等との協議、話合いの場づくり
 - ③ 市民と行政との連絡調整や総合支所業務の補完
 - ④ 地域活力の維持および集落の活性化
 - ⑤ 災害など有事の際の協力支援
 - ⑥ 空き家調査等と活用交渉
 - ⑦ 移住・定住支援
 - ⑧ 集落支援包括事業の周知、取り次ぎ
 - ⑨ ①～⑧に定めるもののほか、目的達成のために必要と認めるもの
- 【募集対象】** 次の条件をすべて満たす方とします。
- ① 年齢性別を問いません。
 - ② 地域の実情に精通し、地域づくりへの関心の高い方。
 - ③ 市民と協力しながら、集落を元気にするために意欲的に行動できる方。
 - ④ 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方。
 - ⑤ 普通自動車免許を有している方。
 - ⑥ パソコン(ワード、エクセル、メールなど)の一般的な操作ができる方。
- 【勤務時間】** 週31時間程度
- 【雇用形態・期間】** 市の嘱託職員として採用。平成27年6月1日から平成28年3月31日まで。最長3年まで再任あり。
- 【賃金等】** 月額180000円、三好市の嘱託職員となり社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険)に加入します。
- 【休日】** 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日までの間
- 【応募方法】** 三好市集落支援員応募用紙(様式1)および活動目標(様式2)に記入し、写真添付の上、次の応募先まで送付ください。
- なお、職務の経歴については詳細にご記入願います。書ききれない場合は、任意の別紙にて作成し、添付してください。応募用紙などは市ホームページよりダウンロードしていただくか、地域振興課までご連絡いただければ郵送いたします。
- 【審査方法・日程】** 書類選考および面接
- 一次選考(書面) 5月上旬
 - 二次選考(面接) 5月中旬
- 決定通知(送付) 5月下旬
- 【募集期限】** 平成27年5月1日(金)まで

お問い合わせ・応募先
〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ1500-2
三好市役所企画財政部地域振興課
電話 7 2 - 7 6 4 9 FAX 7 2 - 7 2 0 2